

諮問庁：国立大学法人大阪大学

諮問日：平成29年3月21日（平成29年（独情）諮問第11号）

答申日：平成29年6月7日（平成29年度（独情）答申第9号）

事件名：特定研究科奨学寄附金受入一覧（特定期間）等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人大阪大学（以下「大阪大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年12月19日付け阪大総総第2-16号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

大阪大学で情報公開をする際に参考されている法の1条には、情報公開の目的として、「情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする」とある。一方で、法5条4号口には不開示情報に該当するものとして、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」という記述があるのも承知している。

今回の開示請求に当たり、特定教授や特定教授の研究室に所属する准教授や助教の奨学寄附金について、上記の法5条4号口を理由に、相手先名や住所、入金金額を非開示決定している。しかし奨学寄附金は、大阪府警が特定教授を収賄容疑や背任容疑で逮捕した事件とは直接関係ない。相手先名や住所を非開示にしている例は他の教授でもあるが、入金金額まで非開示にしているのは特定教授や特定教授の研究室に所属する准教授や助教のみである。他の方が公開していることについて入金金額まで非開示にするのは著しく公平性を欠く。そもそも、奨学寄附金は、税制上の優遇措置

を受けられる仕組みでもあり、入金金額の非開示は法1条に掲げる目的の趣旨に反すると考える。相手先名や住所、入金金額の公開する裁決を求める。

共同研究についても、特定教授の部分は入金金額のほか、名称、住所、プロジェクト名称が非開示である。名称、住所、プロジェクト名称が非開示なのは多くの他の教授と同様であり、また府警の事件の関係上、名称などの開示が捜査の支障になる可能性があるという解釈も理解できる。ただ、相手先情報が非開示であるのに、入金金額まで非開示にすると、教授がしている共同研究の中身がすべて不明である。そもそも法1条の目的の趣旨を鑑みると、入金金額、名称、住所、プロジェクト名称についても公開すべき情報と考える。入金金額はもちろん、名称、住所、プロジェクト名称についても公開する裁決を求める。

以上の理由から、非開示決定について再考・再検討を求める次第である。

第3 諮問庁の説明の要旨

本件諮問の対象となった法人文書（以下、第3において「本件文書」という。）は、大阪大学大学院工学研究科における平成23年度から平成28年度の奨学寄附金受入一覧及び共同研究一覧のリストである。

こうした一覧リストを求める開示請求は、工学研究科に限らず他の部局等においても、年に数件の開示請求があるもので、処分庁では、奨学寄附金一覧では個人からの寄附の場合での氏名等の個人情報（法5条1号）該当、共同研究等一覧では相手先機関情報や研究課題（本件文書でのプロジェクト名）といった法人等情報（法5条2号イ）該当の箇所を不開示情報として、部分開示決定による対応をしてくれている。

今回の開示請求については、本学と民間企業の共同研究をめぐる贈収賄事件が報道された直後に行われたものであったため、処分庁では、審査請求人からの請求対象である本件文書のうち、既に決定例のある不開示情報以外に、特定の（事件関連の）研究室への寄附に係る相手先機関名、住所及び受入金額並びに特定の（同）研究室との研究に係る相手先機関名、住所、研究課題及び受入金額を法5条4号口の犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがある情報（以下「捜査支障情報」という。）に当たる不開示情報として原処分を行った。

これに対し、審査請求人から、本件文書の当該捜査支障情報に当たる部分の不開示情報の開示を求める審査請求があったものである。

捜査に支障を及ぼす「おそれ」について、警察による捜査は様々な観点から行われるものであり、開示による影響を予測することは難しい面はあるが、事件の容疑者となった教授が主宰する研究室関係者に係る外部資金受入れ等の相手先機関情報の開示を行えば、直接の事件対象で名前が挙げられている企業以外の相手先が分かることとなり、そのことでマスコミ取

材対象等になるなどで情報が広がれば、その相手先企業がもし実際に事件と関係があった場合に証拠隠蔽等何らかの工作がなされないとも限らない。

また、審査請求人は「奨学寄附金は収賄、背任事件とは直接関係ない」と主張するが、容疑者逮捕を受けて、当該研究室の奨学寄附金関係の書類が警察の捜査の対象となっており、共同研究に限らず、外部資金関係の書類については、ほとんどが押収又は刑事訴訟法上の照会に基づき写しの交付等がなされているものであることから、間接的にではあっても無関係であるとは言い切れない。

特に、審査請求人が繰り返し述べている「入金金額まで非開示にしている」という主張に関しては、事件の容疑者となった教授が主宰する研究室の外部資金の金額（入金）について、警察が僅かな可能性であってもその容疑との関係性を疑うことは当然のことであり、関係者が受け入れた金額に係る非公表の要請に応じることに何ら問題はないと考えており、マスコミ等の個別の取材に対しても一貫して金額の公表はしないという対応をとっているものである。

これらのことから、事件の容疑者となった教授が主宰する研究室の外部資金関係の不開示情報は、警察の捜査に関する情報であることは明らかであり、捜査の核心部分が金銭授受であるという面からも、公にすることにより、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号口該当による不開示である原処分が妥当であると判断したものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年3月21日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年4月10日 | 審議 |
| ④ | 同年5月23日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年6月5日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、大阪大学工学研究科における共同研究費、受託研究費、奨学寄附金の受入れ内容に係る文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び4号口に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、文書1及び文書3のうち法5条4号口に該当するとして不開示とされた部分（文書1にあっては、事件の容疑者となった教授が主宰する研究室（以下「特定研究室」という。）に係る奨学寄附金の「相手先名」、「住所」及び「入金金額」、文書3にあっては特定研究室に係る共同研究の（相手先の）「名称」、「住所」、「プロジェクト名称」及び

「入金金額」の各欄の記載。以下「本件不開示部分」という。)の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書1について

ア 個人からの寄附に係る「相手先名」及び「住所」について

当該部分について諮問庁は、特定研究室に係る奨学寄附金以外と同様に法5条1号に該当する旨説明する。

当該部分は、大阪大学に寄附を行った個人の氏名及びその住所であり、当該各個人に関する記載がそれぞれ一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、当該情報については、大阪大学においてこれを公にすることとはしておらず、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、法5条1号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。さらに、氏名及び住所はいずれも特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は法5条1号に該当し、同条4号ロについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ その余の部分（個人からの寄附に係る「入金金額」並びに個人以外からの寄附に係る「相手先名」、「住所」及び「入金金額」）について

当該部分について諮問庁は、特定研究室関係者に係る外部資金受入れ等の相手先機関情報の開示を行えば、直接の事件対象で名前があげられている企業以外の相手先が分かることとなり、そのことでマスコミ取材対象等になるなどで情報が広がれば、その相手先企業がもし実際に事件と関係があった場合に証拠隠蔽等何らかの工作がなされないとも限らないとし、さらに、金額についても間接的にはあっても無関係であるとはいいい切れない等として、公にすることにより、犯罪の捜査に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号ロに該当する旨説明する。

しかしながら、開示請求の時点で、事件については逮捕された教授の実名を含めた報道がなされており、相手先企業は自ら行った寄附等に係る情報を把握しているのが当然であるから、当該部分に記載された情報が公にされるか否かが、事件と関係がある相手先企業に

において証拠隠蔽等の工作が行われる可能性に影響するとは認め難い。

また、警察の捜査に関する諮問庁の説明を勘案すれば、警察において既に入手が可能となっていた当該情報について、これを公にすることが直接間接を問わず捜査に影響を及ぼすとすべき事情もおよそ認め難い。

したがって、当該部分（別紙の2①に掲げる部分）は法5条4号口には該当せず、開示すべきである。

(2) 文書3について

ア 「名称」（共同研究の相手先）、「住所」及び「プロジェクト名称」について

(ア) 当該部分について諮問庁は、特定研究室に係る奨学寄附金以外と同様に法5条2号イに該当する旨説明する。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の同号イ該当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

当該部分に記載された情報は、共同研究の相手先が、大阪大学に所属するどの研究者と共同で（当該研究者の氏名については原処分において開示）どのような内容の研究を実施しているかを示すものである。

独創性や先見性が重視される研究において、当該部分に記載された情報から研究のアイディア、着眼点、構想等が明らかにされ、あるいは推知されることにより、その研究を他の研究者に模倣されたり、先に実施されてしまうこととなれば、その研究の価値は大きく損なわれ、場合によっては中止を余儀なくされることにもなりかねない。また、企業等の実施する研究については、今後の事業化を念頭に行っていることも想定され、未だ公表されていない研究に関する情報は経営戦略上の重要事項であると考えられる。このため、当該部分に記載された情報については、公にされた場合、その企業等が同業他社との競争関係において不利となるなど、その企業等の正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当すると判断したものである。

(イ) 当該部分の記載内容に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、首肯できる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条4号口について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 「入金金額」について

当該部分について諮問庁は、法5条4号口に該当する旨説明するが、上記(1)イと同様の理由により、当該部分（別紙の2②に掲げる部分）は同号口には該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び4号口に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の2に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、同条4号口について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の2（①及び②）に掲げる部分は、同号口に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件対象文書

文書1 工学研究科奨学寄附金受入一覧（平成23年度～28年度（保有年度分））

文書2 工学研究科受託研究一覧（同上）

文書3 工学研究科共同研究一覧（同上）

2 審査請求人が開示すべきとする部分のうち、開示すべきであると判断される部分

① 文書1の不開示部分のうち、個人からの寄附に係る「入金金額」並びに個人以外からの寄附に係る「相手先名」，「住所」及び「入金金額」

② 文書3の不開示部分のうち「入金金額」